

## 税務のポイント

4

全5回シリーズ  
隔月

準確定申告の扶養控除とされても、相続人等の確定申告時にもダブルで扶養控除適用あり……

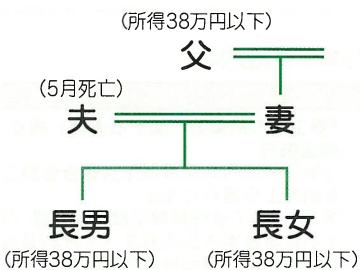
Q 次のような問い合わせをいただきました。

株式会社の代表取締役である夫が本年5月に急死したため、妻で取締役である私が夫の事業を承継し代表取締役に就任しました。

私たち夫婦にはまだ学生である子供が2人と、施設で寝たきりの父がおります。

その子供2人と父は、夫の5月までの給与所得と不動産所得のいわゆる準確定申告の際に、夫の扶養親族として控除いたしました。

おたずねしますが、私の本年分の給与所得の年末調整時に、この子供2人と父を再度扶養親族として控除できるのでしょうか？



A ダブル控除できます。

納税者が年の中途で死亡した場合には、死亡した人のその年の1月1日から死亡の日までの所得金額などを計算した結果、死亡した人が確定申告書を提出しなければならない人であるときは、相続人は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に死亡した人について、一般の確定申告書に準じた確定申告書（準確定申告書）を提出しなければならないことになっています。

この場合、死亡した納税者の申告（準確定申告）の際に、扶養親族とされた人であっても、その後、その年中において相続人など他の納税者の扶養親族にも該当する人については、その相続人など他の納税者の扶養親族としても控除することができます（所基通83～84-1）。

したがって、今回のケースでは、奥様の子供やお父さんが自身と生計を一にし、かつ、子供やお父さんの合計所得金額が38万円以下であれば、奥様自身の扶養控除として控除することができます。

その結果、子供2人とお父さんは、ご主人の準確定申告の扶養控除として控除されていても、さらに相続人であるあなたの扶養親族としても控除でき、ダブル控除が行われることとなります。

なお、70歳以上の父母・祖父母（平成22年分については昭和16年1月1日以前に生まれた人）を扶養しているときは扶養控除の額が大きくなります。

さらに直系の父母・祖父母と同居しているときは、「同居老親等」となり、控除額が変わります。

今回の場合、お父さんは、施設に入居したことですが、老人ホーム等に入居している場合は、同居老親には当たらなくなるため、特に注意が必要です。

暮れの年末調整や確定申告時に注意すべき事項の一つです。

### 平成23年1月分からの給与計算に注意!!

なお、平成23年分の所得税から扶養控除の一部が廃止されますので、給与の手取額が前年に比べて減少するケースがあります。1月分からの給与計算から源泉徴収額計算の際に注意が必要です。

平成22年度の税制改正で扶養控除が次のとおり改正され、平成23年分の所得税から適用されることになっているためです。

事務新〒事務理出生年月  
F T山口所潟9所(昭士格身日  
A E署名県5/昭士格身日  
X L税理加9住・  
O O理茂1所56行  
2 2士市3年政  
6 6事旭812書  
5 5務所町3月士  
2 2番15取得)  
1 630号  
6 8  
7 6  
4 9

URL  
<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>



著者  
プロフィール  
ヤマグチ  
ノボル  
山口 昇

|   |  |
|---|--|
| 1 | 一般的の扶養親族のうち、年齢が16歳未満の人に対する扶養控除（38万円）が廃止。   |
| 2 | 特定扶養親族のうち、年齢が16歳以上19歳未満の人に対する扶養控除について、上乗せ部分（25万円）が廃止され、扶養控除の額が38万円に。                                   |
| 3 | 上記の扶養控除の改正に伴い、扶養親族が同居の特別障害者である場合において、扶養控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者である扶養親族に対する障害者控除の額が40万円から75万円に引き上げ。 |